

令和 2 年（ 2 0 2 0 年 ）

2 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

議 案 書

（その 2）

令和 2 年 2 月 1 2 日

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第47号	那覇市ともかぜ振興会館の指定管理者の指定について	総務委員会	総務部 平和交流・男女参画課	1
議案第48号	令和2年度包括外部監査契約の締結について	総務委員会	企画財務部 企画調整課	3
議案第49号	地方独立行政法人那覇市立病院第4期中期計画を認可することについて	厚生経済委員会	健康部 保健総務課	5
議案第50号	那覇市都市計画マスタープランの改定について	都市建設環境委員会	都市みらい部 都市計画課	別冊
議案第51号	議決内容の一部変更について	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路建設課	23
議案第52号	市道の路線変更及び廃止について	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	25
議案第53号	請負代金請求事件(平成28年(ワ)第433号)に係る和解について	都市建設環境委員会	都市みらい部 花とみどり課	29
議案第54号	工事請負契約について (石嶺市営住宅第6期建替工事(建築))	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	31
議案第55号	工事請負契約について (石嶺市営住宅第6期建替工事(機械・1工区))	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	33
議案第56号	損害賠償の額の決定及び和解について	教育福祉委員会	学校教育部 学校給食課	35
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	厚生経済委員会	市民文化部 市民生活安全課	37
報告第1号	専決処分の報告について(車両事故)	都市建設環境委員会	環境部 クリーン推進課	39
報告第2号	専決処分の報告について(車両事故)	都市建設環境委員会	環境部 クリーン推進課	41

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
報告第3号	専決処分の報告について(車両事故)	都市建設環境委員会	環境部 クリーン推進課	43
報告第4号	専決処分の報告について(車両事故)	都市建設環境委員会	環境部 クリーン推進課	45
報告第5号	専決処分の報告について(車両事故)	都市建設環境委員会	環境部 クリーン推進課	47
報告第6号	専決処分の報告について(車両事故)	都市建設環境委員会	環境部 クリーン推進課	49
報告第7号	専決処分の報告について(車両事故)	都市建設環境委員会	環境部 クリーン推進課	51
報告第8号	専決処分の報告について(那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例制定について)	厚生経済委員会	健康部 生活衛生課	53
報告第9号	専決処分の報告について(市道天久北線集水桝破損による車両損傷事故)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	67
報告第10号	専決処分の報告について(市道真嘉比山川線街路樹の侵入根による排水管詰まり)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	69
報告第11号	専決処分の報告について(小禄市営住宅における漏水事故:入居者)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	71
報告第12号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	73
報告第13号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	75

那覇市ともかぜ振興会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市ともかぜ振興会館

所在地 那覇市金城 3 丁目 5 番地の 3

2 指定管理者となる団体

名 称 一般社団法人ともかぜ振興会

所在地 那覇市田原 3 丁目 11 番 8 号

代表者 代表理事 金城 栄一

3 指定期間

那覇市ともかぜ振興会館の供用開始の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市ともかぜ振興会館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

令和2年度包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和2年2月12日提出

那霸市長 城 間 幹 子

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間の始期 令和2年4月1日
- 3 契約の金額 10,713,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 平良 卓也
資格 弁護士

(提案理由)

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、包括外部監査契約を締結するため、この案を提出する。



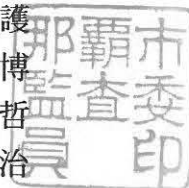
那 監 第 117 号
令和元年 12 月 24 日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市監査委員

同
同
同

久場 健護
宮里 善博
宮城 哲
古堅 茂治



令和 2 年度包括外部監査契約の締結について（回答）

令和元年 11 月 29 日付け那企企第 176 号で照会のありましたみだしのことについては下記のとおりです。

記

異議はありません。

地方独立行政法人那覇市立病院第 4 期中期計画を認可することについて

地方独立行政法人那覇市立病院第 4 期中期計画を別紙のとおり認可する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

地方独立行政法人法第 83 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を経て第 4 期中期計画を認可するため、この案を提出する。

地方独立行政法人那覇市立病院 第4期中期計画

前文

那覇市立病院（以下「市立病院」という。）は、那覇市長から指示された中期目標を達成するため、以下のとおり第4期中期計画を定める。

本中期計画では、市立病院として果たすべき公的使命や機能を明確にするとともに、那覇市及び地域の中核を担う急性期病院として、救急医療等の質の高い医療の提供、地域がん診療連携拠点病院として地域全体のがん医療水準の向上、地域医療支援病院として地域の医療機関等との機能分担や連携を推進し、臨床研修指定病院として医師の育成等、地域に貢献できる存在感のある病院づくりを進めていく。

今後、人口減少、少子・超高齢社会の進行により、市立病院を取巻く医療環境は、大きく変化していくことが予想される。そこで、環境の変化に対応し、地方独立行政法人が持つ自律性、機動性、柔軟性及び効率性を発揮することで、第4期中期目標期間においても、安全安心かつ高度で良質な医療の提供を継続していく。

一方、本中期計画期間中には、現在地での新病院建設（令和2年に実施設計、令和3年～令和6年の期間に建設工事、令和7年開院予定）が始まる。設備投資等に伴う費用増加が病院経営に与える影響は大きく、また、狭隘な敷地で病院を運営しながらの建設工事となることから、工事の内容によっては、診療の一部を制限する可能性もあり、この場合、市民に対して提供する医療サービスが縮小するとともに収益減少が懸念される。

そのため、建設工事による影響を最小限に留めるよう、患者の療養環境の確保に努めるとともに、経営の効率化等にこれまで同様、積極的に取り組むことで、安定的な経営を持続し、市立病院としての使命を引き続き果たすことを目指す。

なお、本中期計画における各措置の達成状況を測る指標については、建設工事がどのような影響をもたらすのか、現時点で示すことが困難であることから、参考値として平成30年度の指標並びにその実績を示し、具体的には、各年度計画において定めることとする。

中期計画の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

中期計画

第 1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院としての役割の発揮

(1) 救急医療体制の維持・充実

地域医療に貢献するため、引き続き 365 日 24 時間救急医療体制を維持する。

また、救急搬送の受入れを円滑に行えるよう、消防や医師会等の関係機関と連携し、救急医療体制の充実を図る。

なお、新病院建設工事期間中においては、救急搬送の受入れに影響が出ないよう、動線計画等に十分配慮する。

【救急医療の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
救急患者数（人）	38,333
うち入院患者数（人）	5,171
うち救急車受入人数（人）	4,573
救急車受入率（%）	93.6

(2) 充実した小児・周産期医療の確保

周産期医療体制整備指針における周産期医療、いわゆるハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、新生児の集中治療管理等、入院が必要な患者に対し、総合周産期母子医療センターである沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、地域周産期母子医療センターである琉球大学医学部附属病院や沖縄赤十字病院と連携をして医療を提供していく。

また、当院小児科医のほか、小児科開業医及び琉球大学小児科の応援を受け 365 日 24 時間小児科医が常駐し、医療を提供できる体制を確保するとともに、小児科専門医研修支援施設として小児科医の育成に努める。

【小児・周産期医療の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
小児外来患者数（人）	35,493
小児入院患者数（人）	23,194
小児救急患者数（人）	16,800

うち入院患者数（人）	1,277
NICU・GCU 入院患者数（人）	3,629
分娩件数（件）	357
うち帝王切開件数（件）	159

(3) 災害時対応及び緊急時における医療支援

① 平時からの備えと発災時対応

災害時における病院機能の維持・復旧のため、那覇市立病院事業継続計画（BCP）に基づき、院内での訓練実施や研修会を実施するほか、那覇市や沖縄県が実施する災害訓練に参加し、平時から災害に備えるよう努める。

また、発災時においては、入院患者の安全確保を図るとともに、発災後は被災者の診療にあたるよう努める。

② 他医療機関との連携

現病院施設は耐震性に課題を抱えていることから、不測の事態への備えとして、BCPに基づき、患者移送先の調整や搬送手段の確保等について、他医療機関との連携、ネットワークづくりに努める。

③ 医療支援への取組み

他の自治体における大規模災害時や緊急時において、市立病院DMA T（災害派遣医療チーム）を派遣し医療支援を実施する。

また、DMA Tを定期的に訓練研修に参加させるなど、医療救護支援活動の向上に努める。

【災害時対応及び緊急時における医療支援の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
災害訓練回数（回）	5
災害訓練参加者数（人）	31
災害研修会回数（回）	4
災害研修会参加者数（人）	10
被災地等への派遣件数（回）	0

(4) 保健所との連携

那覇市保健所と連携し、新型インフルエンザ等の感染症対策に協力する。

(5) 市の施策との連携

① 保健・福祉行政との連携

疾病や介護の予防、健康づくりを推進するため、慢性腎臓病（CKD）に対するフォローアップ、CKD の啓発活動、CKD サポート外来の推進や患者教育のための教育入院、特定健診の休日実施等、那覇市や関係機関と連携し疾病予防対策等に協力する。

【疾病予防対策の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
人間ドック件数（件）	4,807
健康診断件数（件）	3,729
特定健診件数（件）	2,786
がん検診（件）	686
特定保健指導件数（件）	502

② 地域包括ケアシステムの推進

在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、介護施設、ケアマネージャー、社会福祉士等と連携し、入院患者がスムーズに在宅医療へ移行できるよう退院支援の強化、適切な情報提供や急変時の受入体制を整備する。

(6) 市民への情報の提供・発信

市民に対し、市立病院の診療機能・運営状況についての情報提供・発信に努めるとともに、医療に関する正しい知識の普及啓発を推進する。情報発信の手段として、当院の院外ホームページ、広報誌等を活用し、診療実績や医療情報を提供する。

【市民への情報の提供・発信の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
広報誌への医療情報掲載回数（回）	1
ホームページへの掲載回数（回）	2
医学雑誌配布回数（回）	1
講演会開催回数（回）	6
診療実績・病院情報の公表回数（回）	1

2 診療機能の充実

(1) 高度医療の充実

① 専門性を持った医療人の確保

高度医療の充実を図るため、医師をはじめ、専門性を持った医療スタッフの確

保に努める。

② 医療機器等の計画的な更新・整備

医療機器の整備・更新については、費用対効果、地域の医療機関との連携、がん治療に対する放射線療法等、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断し、市立病院に求められる役割を持続的に提供できるよう、計画的に更新・整備する。

【更新予定医療機器等】

- ・放射線治療装置 ・血管造影 X 線診断装置 ・ C T ・ M R I
- ・医用画像システム

【高度医療の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
CT 件数（件）	17,302
MRI 件数（件）	6,645
RI 件数（件）	809
心臓カテーテル検査件数（件）	446
経皮的冠動脈形成術（PCI）件数（件）	190
アブレーション治療件数（件）	146
脳血管造影件数（件）	239
血管内治療件数（件）	104
血栓溶解療法（t-PA）治療件数（件）	8
手術件数（手術室）（件）	3,491
うち全身麻酔手術件数（件）	1,915
うち腹腔鏡下・胸腔鏡下手術（件）	550
内視鏡による手術件数（ESD）（件）	87

* E S D : 内視鏡的粘膜下層剥離術

(2) がん医療の充実

専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者やその家族に対する相談支援、情報提供等を行う地域がん診療連携拠点病院として、がん医療の充実に努める。

また、がん診療連携パスの利用を促進、がん診療に従事する医師等に対する研修会開催、全国がん登録の推進、がん患者の就労支援の啓発、がんフォーラム等の講演会を継続して開催する。

【がん医療の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
全がん退院患者数（人）	1,633
うち 5 大がん退院患者数（人）	721
がん患者外来化学療法患者数（人）	2,837
がん放射線治療実患者数（人）	324
がん患者相談件数（人）	1,031
全国がん登録件数（件）	984
がん地域連携パス適用件数（件）	24
がん研修会等開催数（医療者）	10 回（362 人）
がん講演会等開催数（市民対象）	15 回（138 人）

(3) 地域医療機関との連携推進・強化

地域で完結する切れ目のない医療を提供するため、地域医療支援病院として、地域の医療機関との更なる連携の推進・強化を図り、紹介率及び逆紹介率の向上に努める。

【地域医療連携の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
紹介率（％）	73.6
逆紹介率（％）	83.4

(4) 人材の確保及び育成

提供する医療水準の維持・向上や病院経営の専門性を高めるため、必要な人材の確保及び育成に努める。救急医等の人材確保の手段として、琉球大学との連携、沖縄県医師会・那覇市医師会との連携、リクルート機関の活用を図る。

(5) 安全安心で質の高い医療の提供

① 患者中心の医療

基本理念である「和と奉仕」に基づき、常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重し、患者中心の医療提供に努める。

また、セカンドオピニオンについても、引き続き円滑な対応に努める。

【患者中心の医療の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
院外から当院へのセカンドオピニオン件数（件）	17

当院から院外へのセカンドオピニオン件数（件）	26
------------------------	----

② 医療安全対策の徹底

医療安全対策委員会、院内感染対策委員会を定期的を開催し、インシデント・アクシデント報告や分析、対策について周知徹底する。

【医療安全・院内感染対策の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
医療安全対策委員会等開催回数（回）	12
医療安全研修等実施回数（回）	13
インシデントレポート報告件数（件）	1, 566
アクシデントレポート報告件数（件）	43
院内感染対策委員会等開催回数（回）	12
感染管理チームラウンド回数（回）	64
院内感染対策研修会等開催数（回）	6

③ 医療の標準化と最適な医療の提供

効果的な医療を提供できるよう、クリニカルパスの有効活用に努める。

【医療の標準化と最適な医療の提供の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
クリニカルパス適用患者数（人）	4, 409
クリニカルパス種類数	212（累計）

④ 法令の遵守及び行動規範に沿った業務運営

医療法や個人情報保護、情報公開等に関する院内研修会を実施し、法令を遵守し、行動規範に沿って適正な業務運営を行う。

【法令の遵守及び行動規範に沿った業務運営の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
研修会開催回数（回）	2
参加者数（人）	277

3 患者サービスの向上

(1) 快適性及び利便性の向上

患者や来院者に快適な環境を提供するため、必要に応じ施設の改修・補修を実施

するとともに、引き続きプライバシーの確保に配慮した院内環境の整備に努める。
また、利便性の向上を図るため、外来及び入院患者満足度調査等のモニタリングを行い、改善に努める。

(2) ボランティアとの協働の推進

ボランティアサポート委員会によるボランティア活動の円滑な推進を図り、交流や意見交換を通じた協働を推進する。

(3) 職員の接遇向上

患者や来院者に選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、院内接遇研修等を通して職員の接遇向上に努める。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 P D C Aサイクルの確実な実践

地方独立行政法人制度の特長を活かし、自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、業務運営体制を整備する。

公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価で指摘のあった項目の改善への取り組みやTQM活動を通し、改善活動を継続する。

また、職員の意識改革を推進し、継続的な業務改善への取組を通し、P D C Aサイクルの確実な実践に努める。

2 院内連携の推進

(1) チーム医療の推進

医療環境の変化に対応し、疾病や患者の状態に応じた医療を提供するため、質の高いチーム医療を推進する。医師、看護師、薬剤師、理学療法士、検査技師、栄養士、歯科衛生士等により医療安全対策、感染防止対策、呼吸ケア、緩和ケア等のチームによる診療報酬に則した活動を継続する。

(2) 多職種連携の推進

診療科間や医療部門と事務部門間の連携を強化するなど、多職種連携を推進し組織力の向上に努める。

3 働きやすい職場環境づくり

安全衛生管理を徹底するとともに、ワークライフバランス推進委員会の活動を通し

て職員のワークライフバランスに配慮した働きやすい環境づくりに努める。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 経営機能の強化

診療報酬の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、対応策を立案し、的確な対応を行う。

【経営機能の強化に関する指標】

指標	平成30年度実績
診療報酬請求査定率（％）	0.16

2 収益的収支の向上

病床稼働率の維持・向上や適正な診療収入の確保に努める。

【収益等の確保に関する指標】

指標	平成30年度実績
病床稼働率（％）	94.2
平均在院日数（日）	11.32
入院診療単価（円）	61,266
外来診療単価（円）	18,779
1日平均延べ入院患者数（人）	451.5
1日平均外来患者数（人）	790.5
医業収益（百万円）	14,070
入院収益（百万円）	9,896
外来収益（百万円）	3,622

3 弾力的な予算執行と費用節減

弾力的な予算執行により、効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、費用の節減等を図る。

4 経営の効率化

経常収支比率と医業収支比率について数値目標を設定し、経営の効率化を図る。

【経営の効率化に関する指標】

指標	平成 30 年度実績
経常収支比率 (%)	104.4
医業収支比率 (%)	103.3

5 病院事業運営費負担金に関する事項

救急医療、小児・周産期医療等、病院事業運営費負担金の対象となる経費に係る収支状況等を分析し、その詳細を那覇市に情報提供する。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 施設設備等に関する事項

新病院建設を踏まえ、現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理については、医療資源等を的確に把握した上で、効率的な整備計画を策定し実施する。

特に、医療機器の整備・更新については、新病院への移設費用等を含めた費用対効果、地域の医療機関との連携、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断する。

2 市立病院建替に関する事項

事業主体として、引き続き新病院建設に取り組み、実施設計等とおし、費用縮減に努める。

また、診療を継続しながらの建設となることから、患者の療養環境の確保に努める。

【新病院建替事業スケジュール】

(案) 第4期中期計画				(案) 第5期中期計画				(案) 第6期中期計画			
令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11年度～ 令和12年度		
実施 設計	←			→	新病院 開院 (予定)	立体駐車場② 建設工事保育園 仮設設置	保育園本体工事 病院建替事業 完了 (予定)	新保育園 開園 (予定)			
	建	設	工	事							

3 外国人患者に対応できる医療の提供

タブレット通訳端末の配置継続、外国語表記への対応、医療者と患者をつなぎ、医療資源を有効活用できるようコーディネート業務を担う人材配置へ取り組む。

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

地方独立行政法人法の趣旨に沿って、医業収益の確保を図るとともに、那覇市からの運営費負担金や長期借入金を有効に活用し、市立病院として公的使命を果たせる経営基盤を維持していく。

なお、予算、収支計画及び資金計画については、平成31年3月に策定した「地方独立行政法人那覇市立病院新病院建設基本構想」で行なった収支シミュレーションを基に、新病院の整備病床数を470床へ変更したほか、働き方改革や本計画期間中に整備が見込まれる医療機器等による費用増等の要素を加味し作成した。

1 予算（令和2年度～令和5年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	55,037
医業収益	53,381
運営費負担金収益	1,476
補助金等収益	180
営業外収益	430
運営費負担金収益	110
営業外雑収益	320
臨時収益	0
資本収入	20,142
運営費負担金収益	1,022
長期借入金	19,120
その他資本収入	0
その他の収入	4,000
計	79,609
支出	
営業費用	57,607
医業費用	55,951
給与費	32,028
材料費	13,718
経費	9,917
研究研修費	288
一般管理費	1,656
営業外費用	54

臨時損失	3 6
資本支出	2 1, 0 4 7
建設改良費	1 9, 1 9 4
償還金	1, 8 5 3
その他支出	4, 0 0 0
計	8 2, 7 4 4

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 給与費のベースアップ率を0%として試算している。

(注3) その他の支出は、国債、地方債、政府保証債（元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣が指定する有価証券の購入予定額である。

(注4) 各事業年度の運営費負担金収益は、運営費負担金の繰出基準等に定められた基準により算定しているが、その具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

[人件費の見積もり]

期間中総額32,172百万円を支出する。なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当等の額に相当するものである。

[運営費負担金の繰出基準等]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、「地方独立行政法人法等の施行に係る公営企業型地方独立行政法人の取扱いについて」（平成16年4月1日付け総財公第39号総務省自治財政局公営企業課長通知）の「第1 設立団体が負担すべき経費について」に定められた基準による。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（令和2年度～令和5年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入の部	56,191
営業収益	55,765
医業収益	53,191
運営費負担金収益	1,476
資産見返運営費負担金戻入	918
補助金等収益	164
資産見返物品受贈額戻入	16
営業外収益	402
運営費負担金収益	110
その他営業外収益	292
臨時利益	24
支出の部	58,510
営業費用	58,420
医業費用	56,785
給与費	32,004
材料費	13,414
経費	9,066
減価償却費	2,029
研究研修費	272
一般管理費	1,635
営業外費用	54
臨時損失	36
純利益	▲2,319
目的積立取崩額	0
総利益	▲2,319

（注1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注2）病院本体の工事期間中である令和3年度から令和7年度までの5年間は、診療の一部制限などから収益が減少すると想定した。令和3年度から令和10年度までは、設備投資に伴って生じる減価償却等の影響もあり、単年度赤字となる見込みであるが、令和11年度以降は単年度黒字へと転換する見込みである。

（注3）各事業年度の運営費負担金収益の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

3 資金計画（令和2年度～令和5年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	86,165
業務活動による収入	55,467
診療業務による収入	53,381
運営費負担金による収入	1,586
補助金等収入	180
その他の業務活動による収入	320
投資活動による収入	5,022
運営費負担金による収入	1,022
その他の投資活動による収入	4,000
財務活動による収入	19,120
長期借入れによる収入	19,120
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	6,556
資金支出	86,165
業務活動による支出	57,697
給与費支出	33,279
材料費支出	13,718
その他の業務活動による支出	10,700
投資活動による支出	23,194
有形固定資産の取得による支出	19,194
その他の投資活動による支出	4,000
財務活動による支出	1,853
長期借入金の返済による支出	1,853
移行前地方債償還債務の償還による支出	0
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	3,421

（注1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注2）その他の投資活動による支出は、国債、地方債、政府保証債（元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣が指定する有価証券の購入予定額である。

（注3）各事業年度の運営費負担金による収入の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額 1,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 運営費負担金の受入遅延等による資金不足の対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、市立病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 診療料等

市立病院において診療又は検査を受ける者から診療料を、市立病院の施設を利用する者から使用料を徴収する。

(1) 診療料の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成19年厚生労働省告示第395号)により算定した額とする。ただし、これにより難しい場合にあつては、理事長が別に定める額とする。

(2) 使用料の額は、理事長が別に定める額とする。

2 文書料

市立病院において診断書、証明書等の交付を受ける者から、理事長が別に定める額の文書料を徴収する。

3 徴収猶予等

(1) 理事長は、災害その他特別の理由により診療料、使用料又は文書料の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。

(2) 理事長は、診療料、使用料又は文書料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、これを減免することができる。

(3) 理事長は、前号の場合において、詐欺その他不正行為により診療料、使用料又は文書料の減免を受けたと認めるときは、減免措置を取り消すことができる。

(4) 既納の診療料、使用料又は文書料は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第10 那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則(平成20年那覇市規則第4号) 第6条で定める事項

1 施設及び設備に関する計画(令和2年度～令和5年度)

施設及び設備の内容	予定額	財 源
病院施設、医療機器等整備	総額 3,100 百万円	那覇市長期借入金等

(注1) 金額については見込みである。

(注2) 各事業年度の那覇市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、市立病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。

議決内容の一部変更について

次のとおり議決内容の一部を変更する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 平成 29 年度沖縄都市モノレールインフラ部整備事業業務
委託契約の締結について
(平成 29 年 6 月 26 日同意)

契約の相手方 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県
沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 2 変更する事項 契約金額
既決金額 1,485,000,000 円
変更金額 1,466,833,315 円

(提案理由)

平成 29 年度沖縄都市モノレールインフラ部整備事業の那覇市施工分について、
沖縄県との業務委託の契約金額を減額して変更契約を行うため、この案を提出
する。

市道の路線変更及び廃止について

道路法第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり市道の路線の変更及び廃止を行うことについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那 覇 市 長 城 間 幹 子

1. 変更する路線

整理番号	路 線 名		起 点 終 点	重要な経過地
5 6 1	久茂地 3 号	新	久茂地 1 丁目 1 4 番 4 ～ 久茂地 1 丁目 1 4 番 1	
		旧	久茂地 1 丁目 1 4 番 4 ～ 久茂地 1 丁目 3 番 1	

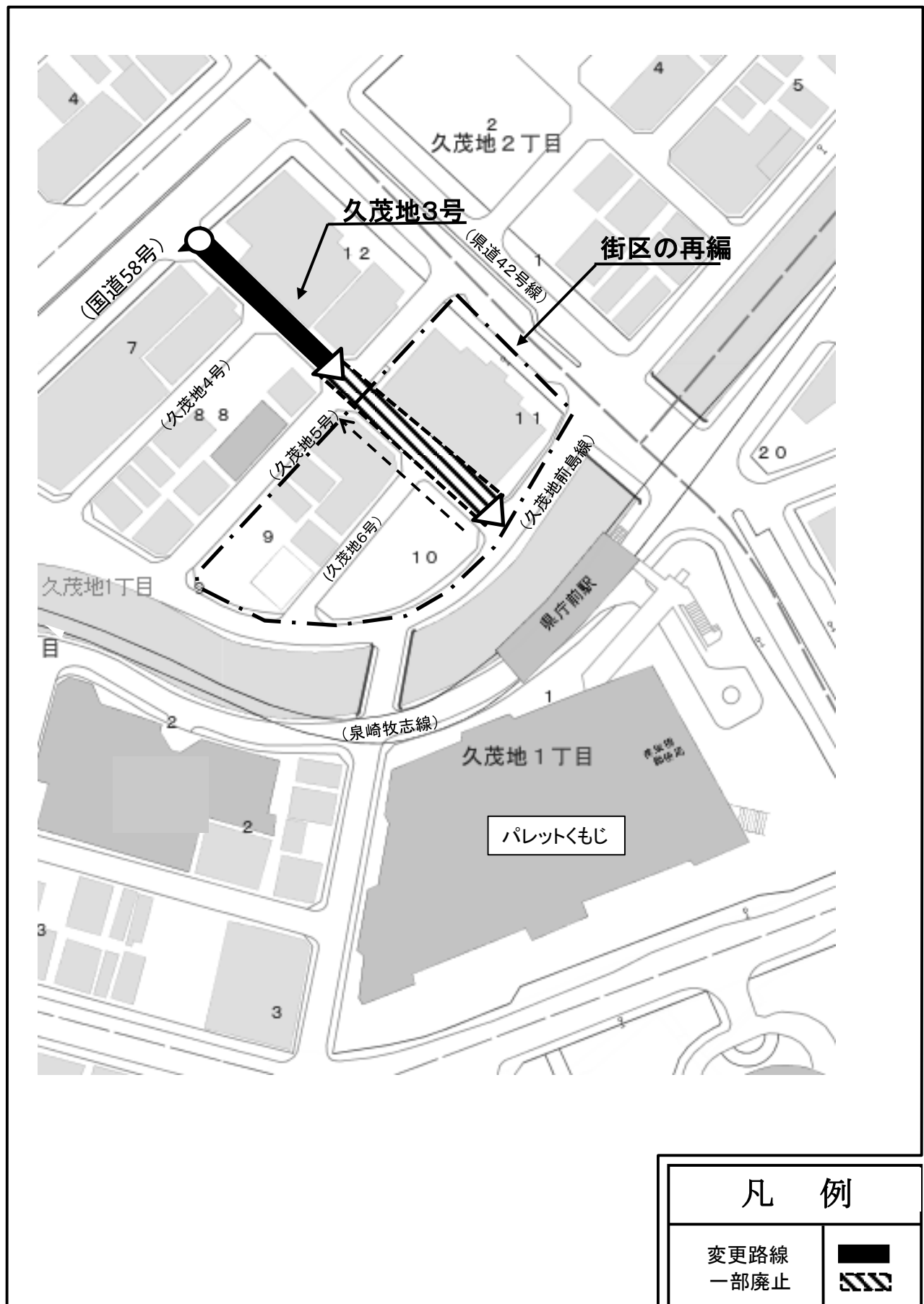
2. 廃止する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
5 6 4	久茂地 6 号	久茂地 1 丁目 1 1 番 7 ～ 久茂地 1 丁目 1 1 番 3	

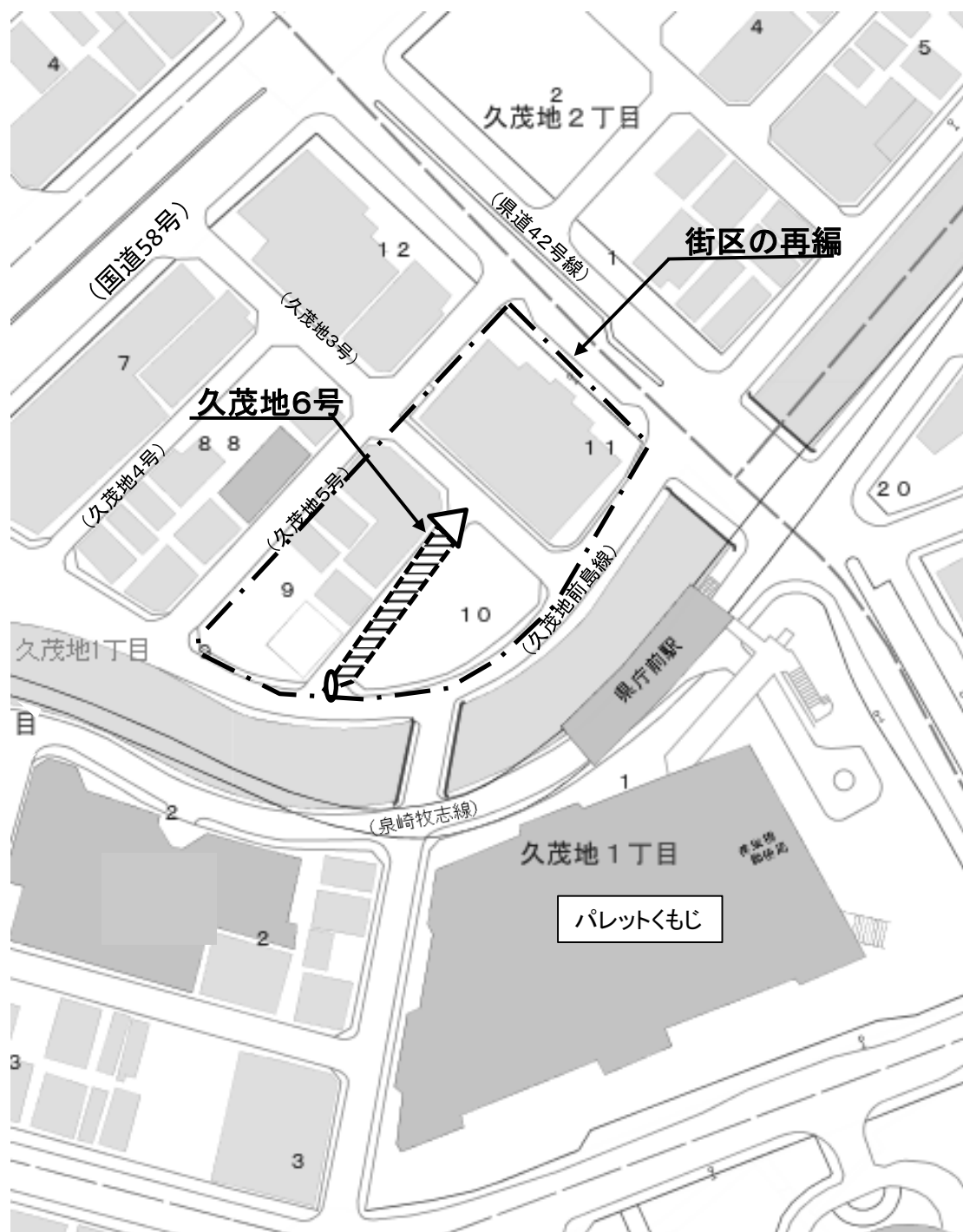
(提案理由)

市道の路線変更及び廃止について議会の議決が必要であるため、この案を提出する。

市道の路線の変更位置図(参考図①)



市道の路線の廃止位置図(参考図②)



凡 例	
廢止路線	

請負代金請求事件（平成28年(ワ)第433号）に係る和解について

平成26年度那覇・福州友好都市交流シンボルづくり整備工事（その2）に係る請負代金請求事件（平成28年(ワ)第433号）について、次のとおり裁判上の和解をする。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城 間 幹 子

和解事項

- 1 被告は、原告に対し、解決金として、1,000万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、令和2年4月24日までに、前項の金員を、原告代理人指定口座に振り込んで支払う。振込手数料は被告の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

（提案理由）

平成26年度那覇・福州友好都市交流シンボルづくり整備工事（その2）の請負業者である原告から、原告が主張する出来高に相当する請負代金及び工期の延長に伴って生じた現場管理費の合計額から、被告となる本市が既に支払った金額を差し引いた残額である3,759万円余の金員の支払いを求める請求事件が平成28年6月に提訴された。

これまで係争中であった本事件について、令和元年12月23日付け裁判所からの和解勧告をふまえ、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を要するため、この案を提出する。

工事請負契約について
(石嶺市営住宅第6期建替工事(建築))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 契約の目的 石嶺市営住宅第6期建替工事(建築)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 2,241,890,200円
- 4 契約の相手方

受注者 南洋土建・沖縄総建共同企業体

代表者 所在地 沖縄県那覇市与儀1丁目5番2号
商号 南洋土建株式会社
代表者 代表取締役 比嘉 森廣

構成員 所在地 沖縄県那覇市字安謝220番地
商号 株式会社 沖縄総建
代表者 代表取締役 下地 恵正

(提案理由)

「石嶺市営住宅第6期建替工事(建築)」を施工するため、この案を提出する。

工事請負契約について
(石嶺市営住宅第6期建替工事(機械・1工区))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

- 1 契約の目的 石嶺市営住宅第6期建替工事(機械・1工区)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 169,682,700円
- 4 契約の相手方

受注者 尚平工業・日向工業・尚栄化工共同企業体

代表者 所在地 沖縄県那覇市具志三丁目17番地7
商号 尚平工業 株式会社
代表者 代表取締役 平良 明子

構成員 所在地 沖縄県那覇市首里大名町一丁目346番地
商号 有限会社 日向工業
代表者 代表取締役 宜野座 清徳

構成員 所在地 沖縄県那覇市具志三丁目17番1号
商号 尚栄化工 株式会社
代表者 代表取締役 平良 昭

(提案理由)

「石嶺市営住宅第6期建替工事(機械・1工区)」を施工するため、この案を提出する。

損害賠償の額の決定及び和解について

契約解除による損害賠償の額を次のように決定し、和解するものとする。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事件名 城岳学校給食センター給食調理業務委託契約の解除
- 2 賠償及び和解の相手方 受託者（浦添市在 法人）
- 3 和解の要旨
 - （1） 那覇市及び和解の相手方は、令和2年3月31日をもって契約を合意解除する。
 - （2） 那覇市は和解の相手方に3,535,000円の損害賠償額を支払う。
 - （3） 那覇市は残存する委託料を令和2年4月30日までに支払う。
 - （4） 和解の相手方は、履行保証人に契約解除の通知を行い、また契約の解除日までに設備等の明渡し又は撤去を行う。
 - （5） 那覇市及び和解の相手方は、契約解除によって、原契約に定めた損害賠償義務、秘密保持事項等が免除されるものではなく、原契約の定めに従うものであることを確認する。
 - （6） 那覇市と和解の相手方は、本件に関し、上記のほか何ら債権債務のないことを確認する。

（提案理由）

城岳学校給食センターは、市立こども園の給食施設として活用するため令和2年3月31日をもって廃止する。このことに伴い、同施設の調理業務委託契約を2年4ヶ月の期間を残し中途解約することから、契約書第26条及び那覇市契約規則第37条第2項の規定に基づき、受託者と契約解除及び損害賠償について協議を行った。本件契約解除について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決を得て損害賠償額を決定し和解するため、この案を提出する。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

別紙の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(諮問理由)

別紙の者は、人権擁護委員候補者として適任と思料されるので、諮問する。

別 紙

1 [REDACTED]
おおしろ さ ち こ
大城 早智子 [REDACTED] 〈再推薦〉

2 [REDACTED]
もとなり え つ こ
本成 悦子 [REDACTED] 〈再推薦〉

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 2 月 3 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 事 件 名 | 車両事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 糸満市字真栄平在住 |
| | 賠 償 額 | 800,440 円 |

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 2 月 3 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|----------|
| 1 | 事 件 名 | 車両事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 糸満市照屋在住 |
| | 賠 償 額 | 61,787 円 |

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 2 月 3 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 事 件 名 | 車両事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 糸満市字真栄平在住 |
| | 賠 償 額 | 62,375 円 |

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された 1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 2 月 3 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|----------|
| 1 | 事 件 名 | 車両事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 糸満市照屋在住 |
| | 賠 償 額 | 53,047 円 |

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 2 月 3 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 事 件 名 | 車両事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 糸満市字真栄平在住 |
| | 賠 償 額 | 62,067 円 |

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 2 月 3 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|----------|
| 1 | 事 件 名 | 車両事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 糸満市照屋在住 |
| | 賠 償 額 | 61,787 円 |

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 2 月 3 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|----------|
| 1 | 事 件 名 | 車両事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 糸満市照屋在住 |
| | 賠 償 額 | 61,787 円 |

専決処分の報告について
(那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

令和2年1月20日

那覇市長 城間 幹子

件名 那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

那覇市食品衛生法施行条例(平成24年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(公衆衛生上講ずべき措置に関する基準)</u> <u>第2条 法第50条第2項の公衆衛生上講ずべき措置に関する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</u> <u>(1) 危害分析・重要管理点方式(食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある製造工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。)を用いて衛生管理を行う場合 別表第1に定める基準</u> <u>(2) 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合 別表第2に定める基準</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、自動販売機(食品を自動的に保存し、調理し、加工し、製造し、又は販売する機械をいう。以下同じ。)を用いて営業する場合における前項の条例で定める基準は、別表第3のとおりとする。</u> <u>3 市長は、前2項の規定にかかわらず、営業の形態その他特別の事情により公衆衛生上支障がないと認めるときは、前2項の規定により定める基準について、当該基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。</u> <u>第3条～第7条 [略]</u> <u>[別表第1 別記]</u> <u>[別表第2 別記]</u> <u>[別表第3 別記]</u>	<u>第2条～第6条 [略]</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分	

を削る。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の那覇市食品衛生法施行条例第2条及び別表第1から別表第3までの規定は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)附則第5条の規定による基準として、この条例の施行の日から起算して1年間は、なおその効力を有する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準

第1 施設等における衛生管理

1 一般事項

- (1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
- (2) 設備及び機械器具類(法第4条第4項の器具及び食品又は添加物の取扱いの用に供されている物で食品又は添加物に直接接触しない機械、器具その他のものをいう。以下同じ。)の構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物及び容器包装の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ手順書を作成すること。
- (3) 前号の手順書の作成に当たっては、次に掲げる事項を記載することとし、必要に応じ、専門家の意見を聴くこと。
ア 清掃、洗浄及び消毒を行う場所、機械器具及び作業責任者
イ 清掃、洗浄及び消毒の方法及び頻度
ウ 清掃、洗浄及び消毒が適切に行われたことを確認する方法
エ その他必要な事項
- (4) 第2号の規定により定めた方法が適切かつ有効であるか、必要に応じ、評価すること。
- (5) 施設、設備、人的能力等に応じた食品又は添加物の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。

2 施設の衛生管理

- (1) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること。
- (2) 食品、添加物、器具及び容器包装(以下「販売食品等」という。)の製造、加工、処理、調理、保管、販売その他の取扱い(以下「作業」という。)を行う場所(以下「作業場」という。)には、不必要な物を置かないこと。
- (3) 施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- (4) 施設内は、適度な採光又は照度を有し、換気を十分に行うとともに、必要に応じ、

適切な温度及び湿度の管理を行うこと。

- (5) 窓及び出入口は、開放しないこと。ただし、やむを得ず開放する場合は、じん埃、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- (6) 排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。
- (7) 便所は、清掃及び消毒を行い、常に清潔に保つこと。
- (8) 施設内では動物を飼育しないこと。

3 設備及び機械器具類の衛生管理

- (1) 機械器具類及び清掃用の器材は、その使用目的に応じ使用すること。
- (2) 機械器具類及びその部品は、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。
- (3) 機械器具類は常に点検し、正常に使用できるよう整備すること。
- (4) 機械器具類及びその部品の洗浄及び消毒に使用する洗剤その他の薬剤は、適正な方法で使用する。
- (5) 温度計、圧力計その他の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。
- (6) 包丁、まな板その他の調理に使用する器具(以下「包丁等」という。)、ふきん、保護防具等は、熱湯の使用その他の適切な方法により消毒し、乾燥させること。この場合において、食品及び添加物に直接触れる包丁等、ふきん、保護防具等は、食品衛生上の危害の発生の原因となるおそれのあるものが付着する都度及び作業の終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。
- (7) 洗浄剤、消毒剤その他の化学物質は、使用及び保管の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ、これらの化学物質の食品への混入を防止するために必要な措置をとること。
- (8) 清掃用の器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。
- (9) 槽を備えた流水式手洗い設備及び手指の消毒設備(以下「手洗設備」という。)は、水を十分に供給し、手洗いに適切な石けん、消毒剤その他の衛生上必要な物を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
- (10) 手洗設備その他の洗浄を行うための設備は、常に清潔に保つこと。
- (11) 食品の放射線照射業にあっては、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その記録を2年間保存すること。

4 使用水等の管理

- (1) 作業場で使用する水は、食品製造用水(食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)に定める食品製造用水をいう。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げる場合で、使用する水が食品及び添加物に直接触れる水に混入しないようにするとき、この限りでない。
 - ア 暖房用蒸気、防火用水等の食品製造に直接関係のない目的で使用する場合
 - イ 冷却並びに食品及び添加物の安全に影響を及ぼさない工程において使用する場合
- (2) 水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第4条第1項の水道により供給される水をいう。)以外の水を使用する場合(前号ただし書に該当する場合を除く。)は、次の措置を講ずること。
 - ア 使用する水を食品製造用水とするため、ろ過、殺菌その他の措置を講じ、ろ過、殺菌等のための装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、及び記録すること。
 - イ 年1回(食品の冷凍又は冷蔵業、マーガリン又はショートニング製造業(専らショー

トニング製造を行うものを除く。)及び食用油脂製造業にあつては、4月に1回)以上の水質検査を行うこと。ただし、水が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。

ウ 水質検査の結果を記載した書類は、1年間(取り扱う販売食品等の賞味期限を考慮した流通期間(当該販売食品等が流通する期間をいう。以下同じ。))が1年以上の場合にあつては、当該流通期間)保存すること。

(3) 前号イの水質検査の結果により、使用する水が食品製造用水の基準に適合しなくなったときは、直ちに当該水の使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。

(4) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。

(5) 飲食の用に供し、又は食品及び添加物に直接接触する氷は、食品製造用水から作り、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。

(6) 使用した水を再利用する場合は、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、当該処理の工程を適切に管理すること。

5 ねずみ、昆虫等の対策

(1) 施設及びその周辺は、ねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、ねずみ、昆虫等の施設内への侵入を防止するために網戸の設置その他の必要な措置を講ずること。

(2) ねずみ、昆虫等の駆除作業を年2回以上実施すること。ただし、建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組み合わせ、ねずみ、昆虫等の生息調査結果を踏まえ対策を講ずること等により、確実に駆除の目的が達成できる場合は、その施設の状況に応じた方法及び頻度で駆除作業を実施することができる。

(3) 前号の規定にかかわらず、ねずみ、昆虫等の発生を認めたときは、販売食品等に影響を及ぼさないように、直ちに駆除すること。

(4) 第2号の駆除作業及び前号の規定による駆除に関する記録を作成し、1年間保存すること。

(5) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、販売食品等を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。

(6) 販売食品等は、蓋付きの容器に入れる等ねずみ、昆虫等による汚染の防止対策を講じること。

6 廃棄物及び排水の取扱い

(1) 廃棄物の保管及び廃棄の方法を定め、必要に応じ、手順書を作成すること。

(2) 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにするとともに、汚液又は汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。

(3) 廃棄物は、作業に支障のない限り、作業場(これに隣接する場所を含む。)に保管しないこと。

(4) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないように適切に管理すること。

(5) 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。

7 食品衛生責任者の設置

(1) 営業者(法第4条第8項の営業者をいい、法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この項において同じ。)は、施設又はその部門ごとに、当該施設の従事者(食品又は添加物の取扱いに従事する者をいう。以下同じ。)のうちから規則で定める資格要件を満たすものを食品衛生に関する責任者(以下この表及び別表第2において「食品衛生責任者」という。)として定めること。ただし、営業者が自ら食品衛生責任者となって管理する施設又は部門については、この限りで

ない。

- (2) 営業者は、食品衛生責任者に市長が実施し、又は適正と認めた講習会を定期的に受講させ、常に食品衛生に関する新たな知識を習得させること。
- (3) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
- (4) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。
- (5) 営業者は、前号に規定する食品衛生責任者の意見を尊重すること。

8 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

食品衛生管理者(法第48条第1項の食品衛生管理者をいう。以下同じ。)、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

9 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

- (1) 製品について、原材料等の組成、物理的及び化学的性質(水分活性、pH等をいう。)、殺菌及び静菌処理(加熱処理、凍結、加塩、くん煙等をいう。)、包装、保存性、保管条件、流通方法等の安全性に関する必要な事項、想定される製品の使用方法、消費者層等を記載した製品説明書を作成すること。
- (2) 製品の全ての製造工程を記載した製造工程一覧図を作成すること。
- (3) 前号の製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、当該製造工程一覧図の修正を行うこと。

10 販売食品等の取扱い

次に掲げる方法により食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

- (1) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト(以下「危害要因リスト」という。)を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び前項第1号に規定する製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質(以下「危害原因物質」という。)を特定すること。
- (2) 前号の規定により特定された危害原因物質について、食品衛生上の危害が発生するおそれのある製造工程ごとに、当該危害原因物質及び危害の発生を防止するための措置(以下「管理措置」という。)を検討し、危害要因リストに記載すること。
- (3) 第1号の規定により特定された危害原因物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうちモニタリング(製造工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認をいう。以下同じ。)を必要とするもの(以下「重要管理点」という。)を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。
- (4) 重要管理点の設定に当たっては、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮するとともに、定めようとする重要管理点における管理措置によっても危害原因物質を十分に管理できないときは、当該重要管理点又はその前後の製造工程において適切な措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。
- (5) 個々の重要管理点について、危害原因物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準(以下「管理基準」という。)を設定すること。この場合において、管理基準は、温度、時間、水分活性、pHその他の測定できる客観的指標又は官能検査(食

品の性質について視覚、味覚その他の人の感覚器官を用いて実施される検査をいう。)に基づくものとする。

- (6) 管理基準の遵守状況の確認又は管理基準の遵守がされていない製造工程を経て製造された製品の出荷を防止できるよう、モニタリングの方法を設定するとともに、当該モニタリングを適切に実施し、その結果を全て記録すること。この場合において、当該モニタリングを実施した担当者及び責任者に署名を行わせること。
- (7) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置(管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含む。)を重要管理点ごとに設定し、必要に応じて適切に実施すること。
- (8) 製品の危害分析・重要管理点方式について、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

11 管理運営要領の作成等

- (1) 施設及び販売食品等の取扱いに係る衛生上の管理運営要領を作成し、従事者その他の販売食品等を取り扱う者に周知徹底すること。
- (2) 定期的にふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、前号の規定により作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じ、その内容を見直すこと。

12 記録の作成及び保存

- (1) 第10項第1号及び第2号の規定による危害要因リストの作成、同項第3号の規定による重要管理点の設定及び同項第5号の規定による管理基準の設定について記録を作成し、及び保存すること。
- (2) 第10項第6号のモニタリングの結果、同項第7号の措置及び同項第8号の検証について記録を作成し、及び保存すること。
- (3) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、及び保存するよう努めること。
- (4) 前3号の記録の保存期間は、取り扱う販売食品等の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。
- (5) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所その他の行政機関(以下「保健所等」という。)から要請があった場合は、第1号から第3号までの記録を提出すること。

13 回収及び廃棄

- (1) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から当該問題に係る製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収方法及び保健所等への報告等の手順を定めること。
- (2) 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、回収した製品に関し、廃棄その他必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。
- (3) 前号の場合においては、回収した製品をそれ以外の製品と明確に区別して保管し、保健所等の指示に従って適切に対処すること。
- (4) 営業者(法第4条第8項の営業者をいう。以下同じ。)は、販売食品等を回収する場合は、消費者への注意喚起等のため、必要に応じ、当該回収に関する情報を公表すること。

14 検食の実施

- (1) 飲食店営業のうち仕出屋又は弁当屋(第3号に規定する飲食店営業を除く。)にあっては、販売された食品の安全性を必要に応じ検査するため試料の用に供される食品(以下「検食」という。)を当該販売された食品を販売した時から起算して72時間以上(72時間を経過した時間の属する日が休日(那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条に定める休日という。))又は休業日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日又は休業日でない日が終了する時まで)の期間、冷蔵保存し、又は冷凍保存すること。この場合において、検食のうち原材料については、洗浄殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。
- (2) 飲食店営業のうち旅館(次号に規定する飲食店営業を除く。)であって同一の献立を1回に10食以上提供する場合については、前号の規定を準用する。
- (3) 同一の献立を1回に300食以上又は1日に750食以上提供する飲食店営業及び大量調理施設にあっては、規則で定めるところにより、検食を保存すること。
- (4) 検食を保存する場合は、食品の配送先、配送時刻及び配送量を記録し、保存すること。

15 情報の提供及び報告

- (1) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。
- (2) 製造、加工又は輸入をした販売食品等に関し、消費者からの健康被害(当該販売食品等に起因し、又はその疑いがあると医師が診断したものに限る。)を生じた旨の連絡があった場合又は法の規定に違反する事態が発生した場合は、その旨を保健所等へ直ちに報告すること。
- (3) 製造、加工又は輸入をした食品に関し、異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情(健康被害につながるおそれが否定できないものに限る。)を消費者から受けた場合は、その旨を保健所等へ速やかに報告すること。

第2 従事者等の衛生管理

- (1) 従事者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。
- (2) 保健所長から検便を受けるべき旨の指示があった場合は、従事者に検便を受けさせること。
- (3) 次に掲げる症状を呈している従事者については、その旨を営業者、食品衛生管理者、食品衛生責任者等に報告させ、当該従事者を食品の製造、加工又は調理の作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。

ア 黄疸(だん)

イ 下痢

ウ 腹痛

エ 発熱

オ 喉の痛み(発熱を伴うものに限る。)

カ やけど、切り傷その他の皮膚の外傷で、当該外傷からの感染が疑われるもの

キ 耳、目又は鼻からの分泌(病的なものに限る。)

ク 吐き気又はおう吐

- (4) 皮膚の外傷がある従事者のうち前号カに該当しないものを食品の取扱作業に従事させる場合は、当該外傷のある部位を耐水性を有する被覆材で覆うこと。
- (5) 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明したときは、当該従事者を同条第2項に規定する期間、食品及び添加物に直接触れる作業に従事させないこと。

- (6) 従事者は、作業中は清潔な作業着、帽子、マスク等を着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、汚染区域(便所を含む。)にはそのまま入らないこと。
- (7) 従事者は、指輪等の装飾品その他異物の混入の原因となり得る物を作業場内に持ち込まないこと。
- (8) 従事者は、原材料等が直接接触する部分が繊維製品その他洗浄消毒が困難な素材の手袋を原則として使用しないこと。
- (9) 従事者は、常に爪を短く切り、マニキュアその他これに類するものをつけないこと。
- (10) 従事者は、作業前、用便直後及び汚染の原因物質が付着しているものを取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒並びに使い捨て手袋の交換を行うこと。
- (11) 従事者は、作業中に手又は販売食品等を取り扱う器具で髪その他身体に触れ、並びに防護されていない食品及び添加物の上でくしゃみ及び咳をしないこと。
- (12) 従事者は、所定の場所以外で着替え、喫煙、放たん、飲食等をしないこと。
- (13) 従事者以外の者が施設に立ち入る場合は、必要に応じ、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、前各号の規定に従わせること。

第3 従事者の教育訓練

- (1) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、従事者に対し、販売食品等の衛生的な取扱方法及び汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、健康管理の方法その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。
- (2) 前号の衛生教育には、第1の第1項第2号、第6項第1号、第10項、第11項及び第13項第1号に規定する各種手順等に関する事項を含むものとする。
- (3) 従事者のうち、洗浄剤、消毒剤その他の化学物質を取り扱うものに対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。
- (4) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、衛生教育及び教育訓練の効果について定期的に評価し、必要に応じその内容を見直すこと。

第4 運搬、販売等の衛生管理

1 販売食品等の運搬

- (1) 食品の運搬に用いる車両、コンテナその他の運搬具(以下「車両等」という。)は、食品及び容器包装を汚染するものでないこと。
- (2) 車両等は、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、必要に応じて補修を行い、適切な状態を維持すること。
- (3) 食品と食品以外の貨物を混載する場合には、必要に応じ、食品を適切な容器に入れる等食品以外の貨物と区分けすること。
- (4) 運搬中の食品が、じん埃、排気ガスその他の物質により汚染されないよう管理すること。
- (5) 運搬しようとする食品(容器包装された食品を除く。以下この号において同じ。)と品目の異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。
- (6) バルク輸送(包装が施されていない食品を直接タンクローリー、コンテナ等に入れて運搬することをいう。)の場合、必要に応じ、食品専用の車両等を使用し、車両等に食品専用であることを明示すること。
- (7) 運搬に当たっては、温度、湿度及び所要時間の管理に留意すること。
- (8) 弁当等の運搬に当たっては、摂食予定時間を考慮した適切な出荷時間を設定すること。

2 販売

- (1) 販売量を見込んだ仕入れ及び在庫管理を行う等、適正な販売を行うこと。
- (2) 直接日光にさらし、又は長時間にわたり不適切な温度で陳列することのないよう衛生管理に注意すること。

3 表示

弁当等の消費期限の表示は、必要に応じ時刻まで表示すること。

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準

第1 施設等における衛生管理

1 一般事項

別表第1の第1の第1項に定める基準とする。

2 施設の衛生管理

別表第1の第1の第2項に定める基準とする。

3 設備及び機械器具類の衛生管理

別表第1の第1の第3項に定める基準とする。

4 ねずみ、昆虫等の対策

別表第1の第1の第5項に定める基準とする。

5 廃棄物及び排水の取扱い

別表第1の第1の第6項に定める基準とする。

6 販売食品等の取扱い

- (1) 原材料の仕入れに当たっては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 品質、鮮度、表示その他の食品衛生上必要な事項について点検し、点検状況を記録すること。

イ 原材料に寄生虫、病原微生物、農薬、動物用医薬品、有毒物、腐敗物、変敗物又は異物(人に悪影響を及ぼしうるガラス、金属片その他の物に限る。以下この項において同じ。)を含むことが明らかな場合であって、通常の加工、調理等ではこれらを許容できる水準まで死滅させ、又は除去することができないときは、当該原材料を受け入れないこと。

- (2) 原材料は、適切なものを選択し、その保存に当たっては、当該原材料に適した状態及び方法で行うこと。

- (3) 食品、添加物及び器具を直に床に置かないこと。

- (4) 冷蔵庫、冷蔵室、冷凍庫及び冷凍室内では、食品の相互汚染が生じないように、食品を区分し、又は区画して保存すること。

- (5) 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。

- (6) 食品及び添加物は、その特性に応じ、作業の各過程における温度、時間、消費期限等の管理を適正に行うこと。

- (7) 冷却、加熱、乾燥、添加物の使用、真空調理、ガス置換包装、放射線照射その他の食品衛生上特に影響を与えるおそれのある工程の管理について十分配慮すること。

- (8) 食品間の相互汚染を防止するため、次の事項に配慮すること。

ア 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

イ 製造、加工又は調理を行う場所は、従事者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、従事者以外の者の立入りにより販売食品等を汚染するおそれがない場合は、この限りでない。

ウ 製造、加工又は調理を行う場所に立ち入るときは、手洗いその他の衛生上必要な

措置を講ずること。

エ 未加熱の食肉等を取り扱った設備及び機械器具類は、別の食品及び添加物を取り扱う前に必要な洗浄及び消毒を行うこと。

(9) 原材料は、消費期限、賞味期限、使用期限等に応じて、適切な順序で使用できるよう保管すること。

(10) 器具及び容器包装は、製品を汚染又は損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用することとし、再使用が可能な器具及び容器包装にあつては、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。

(11) 販売食品等の製造又は加工に当たっては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 原材料及び製品への異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じ、検査すること。

イ 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理するとともに、その記録を作成し、及び保存すること。

ウ 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、及び保存すること。

エ 分割され、又は細切された食肉等は、異物の混入がないかを確認すること。この場合において、異物の混入が認められたときは、汚染の可能性がある部分を廃棄すること。

オ 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第3条第2項の特定原材料に由来するアレルゲン(原材料として使用するものを除く。)が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。

(12) 原材料及び製品について定期的に自主検査を行い、規格基準等への適合性を確認し、その結果を記録するよう努めること。

(13) おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。

(14) 施設においておう吐があつた場合には、直ちに適切な消毒を行うこと。

7 使用水等の管理

別表第1の第1の第4項に定める基準とする。

8 食品衛生責任者の設置

別表第1の第1の第7項に定める基準とする。

9 記録の作成及び保存

(1) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、販売食品等の仕入元、製造又は加工の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、及び保存するよう努めること。

(2) 前号の記録の保存期間は、販売食品等の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

(3) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所等から要請があつた場合は、第1号の記録を提出すること。

(4) 製造又は加工をした販売食品等について自主検査を行った場合には、その記録を保存するよう努めること。

10 管理運営要領の作成等

別表第1の第1の第11項に定める基準とする。

11 回収及び廃棄

別表第1の第1の第13項に定める基準とする。

12 検食の実施

別表第1の第1の第14項に定める基準とする。

13 情報の提供及び報告

別表第1の第1の第15項に定める基準とする。

第2 従事者等の衛生管理

別表第1の第2に定める基準とする。

第3 従事者の教育訓練

- (1) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、従事者に対し、販売食品等の衛生的な取扱方法及び汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、健康管理の方法その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。
- (2) 前号の衛生教育には、別表第1の第1の第1項第2号、第6項第1号、第11項及び第13項第1号並びに別表第2の第1の第6項第6号及び第14号に規定する各種手順等に関する事項を含むものとする。
- (3) 従事者のうち、洗浄剤、消毒剤その他の化学物質を取り扱うものに対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。
- (4) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、衛生教育及び教育訓練の効果について定期的に評価し、必要に応じその内容を見直すこと。

第4 運搬、販売等の衛生管理

別表第1の第4に定める基準とする。

[改正前 別記]

別表第3(第2条関係)

自動販売機を用いて営業する場合の基準

- 1 自動販売機の設置場所は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること。
- 2 自動販売機の設置場所には、不必要なものを置かないこと。
- 3 照明、換気等は、適正に行うこと。
- 4 ストロー、紙コップその他の飲食の用に供される容器等は、衛生上適正に管理すること。
- 5 自動販売機は、常に点検・整備を行い、故障、破損等があった場合は、速やかに補修すること。
- 6 食品(容器包装詰加圧加熱殺菌食品、瓶詰食品及び缶詰食品(以下「容器包装詰加圧加熱殺菌食品等」という。))を除く。)を冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して保存する自動販売機は、次に掲げる所定の温度が保たれるよう定期的に点検すること。
 - (1) 冷凍して保存する自動販売機 摂氏零下15度以下。ただし、小分けして完全に密封して包装した後に急速冷凍した食肉(以下「包装冷凍食肉」という。))及び完全に密封して包装した後に急速冷凍した魚介類にあっては、摂氏零下18度以下とする。
 - (2) 冷蔵して保存する自動販売機 摂氏10度以下
 - (3) 温蔵して保存する自動販売機 摂氏63度以上
- 7 自動販売機の中で食品に直接接触する部分は、分解又は循環方式により1日1回以上洗浄及び消毒を行うこと。
- 8 カートリッジ式給水タンク(自動販売機に水を供給するために装置される容器であって、取り外して用いることができるものをいう。)を使用するものにあっては、当該給水タンク及びこれと自動販売機の本体との連結部分は、衛生上適正に管理すること。
- 9 自動販売機に収納されている食品の消費期限、保存温度等の点検を定期的に行い、点検状況を記録すること。
- 10 自動販売機で販売する弁当(容器包装詰加圧加熱殺菌食品等及び冷凍したものを除く。以下同じ。)の自動販売機への収納又は回収を行うに当たっては、その品名、数量、消費

期限、製造所の所在地、製造者の氏名又は名称、収納又は回収の日時及び回収後の措置の内容をその都度記録し、その記録を3月間保存すること。

- 11 自動販売機で冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して販売する食品(容器包装詰加圧加熱殺菌食品等を除く。)の取扱いは、次によること。
 - (1) 食品の収納に当たっては、食品を収納する部分の温度が所定の温度になった後に収納すること。
 - (2) 食品を収納する部分が所定の温度を保持していないことを確認した場合は、既に収納されている食品は、販売しないこと。
- 12 自動販売機で販売する弁当の取扱いは、次によること。
 - (1) 冷蔵し、又は温蔵して販売すること。
 - (2) 自動販売機への追加収納は、行わないこと。
 - (3) 自動販売機への収納は、製造後速やかに行うこと。
 - (4) 製造所から自動販売機へ収納するまでの運搬中の弁当の温度は、自動販売機で冷蔵して販売する場合にあっては摂氏10度以下、温蔵して販売する場合にあっては摂氏63度以上に保つこと。
- 13 包装冷凍食肉は、自動販売機内の錠の付いた収納部に保管すること。
- 14 包装冷凍食肉を自動販売機で販売する場合にあっては、次によること。
 - (1) 包装冷凍食肉を収納する部分の温度が摂氏零下18度を超えて上昇した場合は、自動的に販売を中止するよう自動販売機を調整すること。
 - (2) 包装冷凍食肉を収納する部分の温度が摂氏零下18度を超えて上昇した場合は、収納していた包装冷凍食肉は全て廃棄すること。
- 15 食品衛生責任者の設置
 - (1) 営業者(法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この項において同じ。)は、従事者のうちから規則で定める資格要件を満たすものを食品衛生に関する責任者(以下この項において「食品衛生責任者」という。)として定めること。ただし、営業者が自ら食品衛生責任者となって管理する場合は、この限りでない。
 - (2) 営業者は、食品衛生責任者に市長が実施し、又は適正と認めた講習会を定期的に受講させ、常に食品衛生に関する新たな知識を習得させること。
 - (3) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
 - (4) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。
 - (5) 営業者は、前号に規定する食品衛生責任者の意見を尊重すること。

専決処分の報告について
(市道天久北線集水桝破損による車両損傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和元年 12 月 25 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 市道天久北線集水枿破損による車両損傷事故
- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 那覇市安謝在住
賠 償 額 158,110 円

専決処分の報告について
(市道真嘉比山川線街路樹の侵入根による排水管詰まり)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和元年 12 月 25 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 市道真嘉比山川線街路樹の侵入根による排水管詰まり
- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 那覇市首里烏堀町在住
賠 償 額 21,600 円

専決処分の報告について
(小禄市営住宅における漏水事故：入居者)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 27 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 小禄市営住宅における漏水事故(入居者)

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 那覇市田原 3 丁目 6 番地 2

小禄市営住宅在住

賠 償 額 9,996 円

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 27 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について(小禄小学校及び幼稚園耐震改修工事) (平成 30 年 11 月 27 日同意)

工 事 名 小禄小学校及び幼稚園耐震改修工事
契約の相手方

請負者 住所 沖縄県那覇市宇栄原 2 丁目 13 番 6 号
商号 株式会社 郷建設
氏名 代表取締役 眞榮城 嘉一

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 256,790,000 円

変更する金額 262,730,000 円

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその額が 1,000 万円を超えない範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 27 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について（石嶺小学校校舎改築工事（建築））
（平成 30 年 11 月 27 日同意）

工 事 名 石嶺小学校校舎改築工事（建築）

契約の相手方

請負者 共和産業・大晋建設・鏡原組共同企業体

代表者 住所 沖縄県那覇市前島 1 丁目 9 番 7 号

商号 共和産業 株式会社

氏名 代表取締役 武富 和裕

構成員 住所 沖縄県那覇市古波蔵 3 丁目 6 番 5 号

商号 大晋建設 株式会社

氏名 代表取締役 大城 壮司

構成員 住所 沖縄県那覇市鏡原町 27 番 1 号

商号 株式会社 鏡原組

氏名 代表取締役 新里 英正

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 1,766,079,900 円

変更する金額 1,771,347,800 円

